議会運営委員会記録	
開会年月日	令和5年6月12日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 24 分
	◎鈴木豊司 ○井村貴志 宮﨑 誠 楠木宏彦
	野崎隆太 吉井詩子 岡田善行 藤原清史
出席委員名	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠席委員名	なし
署名者	宮﨑誠楠木宏彦
担当書記	奥野進司
審 査 案 件	1 6月市議会定例会の議事日程について 2 新型コロナウイルス感染症 第5類への移行に伴う委員会条例 等について
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

鈴木委員長開会を宣告。議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に宮﨑委員、楠木委員の両委員を指名した。

始めに、「6月市議会定例会の議事日程について」を議題とし、北村議会事務局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、藤原議員から、報告案件について、6月定例会から討論・採決がなくなったこと、報告案件は既に決定されている事項であることから、本会議初日に上程し報告したほうがよいのではとの提案があり、諮ったところ、異議なく、報告案件5件については、初日の冒頭に上程し、報告を受け、質疑する扱いに修正することを決定した。

協議会開会のため休憩を挟んだ後、次に、「新型コロナウイルス感染症 第5類への移行に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、発言もなく、次回の委員会において改正案を示し、改めて協議することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和5年6月12日

委員長

委員

委 員

議会運営委員会 説明文(令和5年6月12日)

【6月市議会定例会の議事日程について】

説明の前に資料の修正をお願いいたします。

「令和5年6月市議会定例会日程(案)」をお願いいたします。

1ページの最後の行ですが、本会議散会後に「各派代表者会議」をお開きいただくこと となっておりますが、これの削除をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

6月定例会に提出される案件は、お手元の案件表のとおり、当局提出案件としまして、 議案が「第47号」から「64号」までの18件と、報告が5件の計23件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、専決事項・承認議案が5件、補正予算が1件、条例が6件、財産の取得が3件、市道関係が2件、人事案件が1件、そして報告が5件でございます。

6月定例会の日程につきましては、「議案第55号 伊勢市市税条例の一部改正」について、最終日を待たずに、先に議決する形で日程を組んでおります。今までですと、初日に議決する形で日程を組んでおりますが、精読期間等を考慮し、本会議2日目、26日に議決する形としております。

それでは、お手元の日程案を御覧ください。

6月定例会は、6月19日、月曜日に開会、7月5日、水曜日までの17日間でお願いいたします。会議規則の規定による休会日は、6月24日、25日、7月1日、及び2日でございます。

まず、6月19日、月曜日は、午前10時に本会議を開会いたします。

議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

なお、去る4月13日に開催されました、東海市議会議長会・定期総会におきまして、 藤原議員、西山議員、及び、品川議長が議員在職20年以上の特別表彰を受けております。 また、6月14日に開催されます、全国市議会議長会・定期総会におきましても、表彰 を受けることとなっております。

例年、本会議場において表彰状の伝達を行っておりますが、今年度につきましては、表彰を受けられた議員からの希望もあり、本会議場での表彰を控えさせていただくこととしております。

次に、「議案第47号」及び「48号」の専決事項・承認議案2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、「議案第47号」「48号」の順に、それぞれ即決いただきます。

次に、「議案第49号」及び「50号」の専決事項・承認議案2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、「議案第49号」「50号」の順に、それぞれ即決いただきます。

次に、「議案第51号」の専決事項・承認議案を上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「議案第52号」の補正予算議案を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保

留といたします。

次に、「議案第53号」から「58号」の6件の条例議案うち、「55号」を除く5件を一括 上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第55号」の条例議案を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第59号」から「61号」までの財産の取得に関する議案の3件を順次、上程し、それぞれ当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第62号」及び「63号」の市道関係議案の2件を一括上程し、当局説明の 後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し、「全員協議会」を開会いただくことといたしております。

協議案件は、「伊勢市監査委員について」でございます。人事案件でございますので、 秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会後、本会議を再開していただき、「議案第64号」を上程し、当局説明、 質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

以上で、この日は散会となりますが、本会議散会後に「広報広聴検討分科会」をお願い することといたしております。

次に、6月20日、火曜日から23日、金曜日までを、議案の精読のため、議決で休会と していただきます。

質疑・一般質問の通告につきましては、21 日、水曜日、正午に締め切らせていただきますが、質問を提出いただいた後、事務局において通告内容を確認しておりますので、余裕をもって通告をしていただきますようお願いいたします。

また、通告書につきましては、記載例を参考に具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言 者御本人から提出していただきますよう、お願いいたします。

次に、6月26日、月曜日でございますが、午前9時に「議会運営委員会」をお開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前 10 時に本会議の継続会議を開き、「議案第 52 号」を上程し、質疑の後、 関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第53号・外4件一括」を上程し、質疑の後、所管常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第55号」を上程し、質疑の後、総務政策委員会に審査付託いたします。

ここで本会議を休憩し、「総務政策委員会」を開会いただき、「議案第55号」の審査を お願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って、本会議を再開していただくことになりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、委員長に御相談申し上げて 決定したいと思いますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

討論をされる方は、本会議が再開されるまでに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託となっておりました「議案第55号」を日程に追加し、日程順序を変更して、直ちに議題とし、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、採決につきましては、起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただき ますよう、お願いいたします。

次に、「議案第59号」を上程し、質疑の後、教育民生委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第60号」を上程し、質疑の後、総務政策委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第61号」を上程し、質疑の後、総務政策委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第62号・外1件一括」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上で、この日は散会となります。

次に、6月27日、火曜日及び28日、水曜日につきましても、一般質問をお願いすることといたしております。また、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を、議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、常任委員会につきましては、6月29日、木曜日、30日、金曜日、及び7月3日、 月曜日を充てております。

6月29日、木曜日の午前10時から「産業建設委員会」を、30日、金曜日の午前10時から「教育民生委員会」を、7月3日、月曜日の午前10時から「総務政策委員会」を、それぞれお願いいたします。また、各種委員の推薦のため、協議会をお開きいただくこととなりますので、御承知おきください。

産業建設委員協議会では、伊勢南島線道路改良促進期成同盟会役員を、教育民生委員協議会では、伊勢市青少年問題協議会委員の推薦をお願いします。

次に、7月4日、火曜日は、議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の7月5日、水曜日でございますが、午前9時に「議会運営委員会」をお 開き願い、この日の議事について、御審査いただきます。

続いて、午前 10 時に、本会議の継続会議を開き、まず、「議案第 52 号」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に「議案第53号・外4件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第59号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第60号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第 61 号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第62号・外1件一括」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、討論をされる方は、前日の4日、火曜日の正午までに、討論の通告書を御提出い ただきますようお願いいたします

次に、「報告第4号」から「8号」までの5件を順次、上程し、それぞれ当局報告の後、

質疑を行います。

報告議案につきましては、これまでは当局説明、質疑、討論、採決という流れで採決まで行っておりましたが、6月定例会から、当局報告、それに対する質疑のみとし、討論、採決は行わないこととすることを、前回の議会運営委員会において決定いただいたものでございます。

以上で、本定例会提出の全議案を議了し、閉会となりますが、議会閉会後に「広報広聴 検討分科会」をお願いすることといたしております。

以上のとおり日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症 第5類への移行に伴う委員会条例等について】

それでは「新型コロナウイルス感染症第5類への移行に伴う委員会条例等」につきまして説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大や災害等の発生により、委員が開会場所に参集できないことが想定されるということで、令和4年12月定例会において、オンラインで委員会、協議会が開催できるよう、委員会条例、会議規則の改正を行っております。

また、本年5月8日には、新型コロナウイルス感染症が、「2類相当」から「5類」になりました。

このことにより、委員会条例、会議規則の改正に関して提案申し上げ、協議をお願いするものであります。

改正案につきまして説明いたします。

資料 1-1 の「伊勢市議会委員会条例」の新旧対照表をお願いいたします。

第14条の2、「委員会の会議の開催方法の特例」の第1項、第1号ですが、これはオンラインで委員会を開くことができる場合のことを定めておりまして、新旧対照表、右側の改正前の下線が引かれているところですが、新型コロナウイルス感染症につきまして、

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条 第7項 第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」と記載がありますが、感染症法上の位置づけが変わっておりますので、「新型コロナウイルス感染症」に関する文言を削除し、左側の改正後ですが、「生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合」としております。

次に、資料 1-2 の「伊勢市議会会議規則」の新旧対照表をお願いします。

第163条の2、「協議等の場の開催方法の特例」ですが、これにつきましては、オンライン会議を開くことができる協議会のことを定めておりまして、新旧対照表、右側の改正前の下線をひかれているところですが、新型コロナウイルス感染症につきまして、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条 第7項 第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」と記載がありますので、委員会条例と同様に、「新型コロナウイルス感染症をいう」と記載がありますので、委員会条例と同様に、「新型コロナウイルス感染症」に関する文言を削除し、また、「その他重大な感染症のまん延」という部分を、委員会条例に合わせ、「生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延」と改めております。

いずれも、新型コロナウイルス感染症を挙げていたのですが、それを削除し、具体的な 感染症の名称を挙げない形にしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。